浄化槽の維持管理について



静岡県西部健康福祉センター 掛川市

- (一財)静岡県生活科学検査センター
- (一社)静岡県浄化槽協会

合併浄化槽の処理工程(例)

外から酸素を送り込む

「な絶対に切らないで!

「なった別域ができないで!

「なった対域ができないで!

「なったりができる。

「なんなのの形式の形式のできない。
「なんなのの形式の形式のできない。
「ないのでする。
「ないでする。
「ないでする。
「な

浄化槽管理者の義務

維持·管理に

おける義務

保守点検を定期的に行うこと (法第10条)

清掃を年1回以上行うこと (法第10条)

法定検査を年1回行うこと (法第7条・11条)

保守点検、清掃及び法定検査 の記録は、3年間保管すること (規則第5条)

浄化槽の保守点検

浄化槽のいろいろな装置が正 しく働いているか点検し、装置 や機械の調整・修理や消毒剤の 補充等を行います。



- ◆県の登録を受けた保守点検業者に委託して行って下さい。
- ◆家庭用小型合併浄化槽では4ヶ月に1回以上行って下さい。









清掃

浄化槽に入った生活排水は、微生物の働きで浄化されますが、その過程で汚泥・スカムといった泥の固まりが生じます。これがたまりすぎると浄化槽に悪影響を及ぼします。 そのため、浄化槽内にたまった汚泥やスカム等を引き抜き、 浄化槽の中を掃除する作業を清掃といいます。

毎年1回以上、市町の許可を受けた清掃業者に 委託して行って下さい。





法定検査について

浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に 発揮されているかどうか「水質に関する検査」を受けるこ ととなっています。知事の指定する指定検査機関(静岡県 生活科学検査センター)による浄化槽にとっての定期健康 診断です。

- 1 使用開始後の検査(7条検査)は使用 開始後、3ヶ月経過した日から5ヶ月間 (3ヶ月~8ヶ月)に行って下さい。
- 2 2年目以後、定期検査(11条検査) 毎年1回行って下さい。

浄化槽の正しい使い方 1

- ・浄化槽の中の「微生物」が働きやすい環境にするために、皆さんの家族は、次の点に注意して浄化槽を使うようにしましょう。
- (1)トイレの洗浄水は十分な量を流しましょう。



浄化槽の正しい使い方 2

②便器の掃除には、微生物に影響するような薬剤を使用しない。



③トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さない。



浄化槽の正しい使い方 3

④浄化槽のブロアの電源は切らない。また、通気口や 送風機の空気取り入れ口はふさがない。



⑤マンホールの上に物は置かず、蓋はいつもきちんと閉めておく。



9

浄化槽の正しい使い方 4

⑥消毒剤は切らさず、常に消毒されるようにする。



(7)台所から、野菜くずやてんぷら油などは流さない。



その他の義務(報告、届出)

- 1)净化槽使用開始報告書
 - 浄化槽の使用を開始した時は、30日以内に提出
 - ※浄化槽を使い始めたら
- ②浄化槽管理者変更報告書
 - 浄化槽管理者に変更があった時は、30日以内に提出
 - ※売却等(引越等)により、他人に引き渡す場合
- ③浄化槽使用休止届
 - 浄化槽の使用を休止した時は、清掃記録をつけて30日以内に提出
 - ※空き家になり浄化槽を休止する場合等
- ③浄化槽使用廃止届
 - 浄化槽の使用を廃止した時は、30日以内に提出
 - ※浄化槽を撤去する場合(下水道切替え等)

11

まとめ

等 居 居 居 居 居 居 務 別

- ◆保守点検を定期的に行いましょう!
- ◆清掃は年1回以上行いましょう!
- ◆法定検査は年1回行いましょう!
- ◆保守点検、清掃及び法定検査の 記録は、3年間保管しましょう!



浄化槽は私たちと同じく生きている ので、適正な維持管理を心がけ、 常に清潔で十分な処理能力が発揮 できるようにしておきましょう!

静岡県の浄化槽設置状況(R3. 3. 31現在)

健康福祉センター等	市町村	総設置基数				
			内、合併基数	%	内、単独基数	%
賀茂	小計	20,461	6,689	32.7%	13,772	67.3%
東部	小計	110,572	40,198	36.4%	70,374	63.6%
中部	小計	134,152	51,528	38.4%	82,624	61.6%
西部	磐田市	8,818	3,608	40.9%	5,210	59.1%
	掛川市	22,042	11,290	51.2%	10,752	48.8%
	袋井市	16,529	7,589	45.9%	8,940	54.1%
	湖西市	12,142	4,955	40.8%	7,187	59.2%
	御前崎市	4,043	2,078	51.4%	1,965	48.6%
	菊川市	10,983	5,246	47.8%	5,737	52.2%
	森町	5,100	1,742	34.2%	3,358	65.8%
	小計	79,657	36,508	45.8%	43,149	54.2%
権限委譲市	沼津市	20,422	7,502	36.7%	12,920	63.3%
	富士市	24,588	10,475	42.6%	14,113	57.4%
	小計	45,010	17,977	39.9%	27,033	60.1%
県小計		389,852	152,900	39.2%	236,952	60.8%
政令市	静岡市	46,295	17,230	37.2%	29,065	62.8%
	浜松市	52,754	25,196	47.8%	27,558	52.2%
政令市小計		99,049	42,426	42.8%	56,623	57.2%
合 計		488,901	195,326	40.0%	293,575	60.0%